

【令和5年度】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 実施状況及び効果の検証

No.	対象事業の名称	課名	事業の概要 ① 目的 ② 交付金を充当する経費内容 ③ 事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	A					実施内容	成果 (可能な限り定量的な数値で表示)	効果・検証
						総事業費 (千円)	B 国庫補助金 (千円)	C コロナ 交付金 (千円)	D その他 (千円)	E 一般財源 (千円)			
合 計						162,958	0	141,258	19,452	2,248			
1	北中城村電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金【低所得世帯給付金】	総務課	①コロナ禍における物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担を軽減するため、現金を給付することで支援する。 ②低所得世帯への給付金 ③R5年度分の住民税均等割が非課税の世帯及び家計急変のあった世帯。	R5.7.	R5.12	62,580	-	62,190	-	390	コロナ禍における物価高騰の負担が大きい低所得世帯等の負担を軽減するため、現金の給付を行った。	対象世帯への給付率：90.3%	給付金を支給することで、コロナ禍における物価高騰の影響をうけた低所得世帯等の負担を軽減し、生活を支援することができた。
2	北中城村電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金(事務費)	総務課	①コロナ禍における物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担を軽減するため、現金を給付することで支援する。 ②給付金に係る事務費 ③R5年度分の住民税均等割が非課税の世帯及び家計急変のあった世帯。	R5.7.	R5.12	3,917	-	3,917	-	-	コロナ禍における物価高騰の負担が大きい低所得世帯等の負担を軽減するため、現金の給付を行うための事務。	対象世帯への給付率：90.3%	コロナ禍における物価高騰の影響をうけた低所得世帯等の負担を軽減するため、迅速に効率良く給付金を支給することができた。
7	地域通貨導入事業	企画振興課	①コロナ禍における物価高騰の影響を緩和することを目的に、北中城村電子商品券「地域通貨まーい」を発行し、地域における消費を喚起・下支えする。 ②システム使用料、運営委託料、負担金 ③村内事業者及び村民等	R5.4	R6.3	37,017	-	20,160	15,000	1,857	村内店舗で利用できるプレミアム付商品券を電子通貨として販売した。	電子商品券利用額：145,793千円	村内店舗で利用できるプレミアム付商品券を電子通貨で販売することで、地域における消費を喚起・下支えし、コロナ禍の物価高騰の影響緩和に寄与した。
8	物価高騰分公立学校給食費補助事業	教育総務課	①コロナ禍において食材費が高騰する中であっても、必要な給食費分を賄うことで、小中学生の保護者の負担を軽減するとともに、栄養バランスのとれた学校給食を提供することで学校給食の質を維持し、食育の推進を安定的に確保する。 ②補助金 ③村立小中学校の保護者	R5.4	R6.2	5,076	-	5,076	-	-	コロナ禍で食材費が高騰する中、児童生徒へ栄養バランスの取れた給食を提供するため、食材費の一部を補助した。	食材費高騰により増額した給食費(保護者負担)：0円	栄養バランスの取れた学校給食の提供が維持できたことで、児童生徒の健康の維持、身体作りに寄与することができた。
9	北中城村水産業物価高騰対策支援事業	農林水産課	①コロナ禍における物価高騰の中、本村の水産業の要である漁業組合の機能維持を図る為、光熱費高騰分への交付金を実施し、事業を継続できるよう支援する。 ②補助金 ③佐敷中城漁業組合北中城支所	R5.4	R6.2	176	-	176	-	-	光熱費高騰分(重量電灯10か月分：13千円、低圧電力10か月分：163千円)を交付し支援した。	事業者の事業継続支援件数：1件	交付金支援により、本村の水産業の要である漁業組合の光熱費高騰分の負担を軽減した。
10	水道事業会計操出・補助事業(重点交付金分)	上下水道課	(No10、No11同事業) ①コロナ禍の物価高騰等の影響を受けている水道使用者の経済的負担軽減を図るため、水道基本料金3か月分を免除する。 ②村水道事業会計に繰り出し、用途別の家事用、営業用の水道料金のうち水道基本料金3か月分(令和5年10月分、11月分、12月分)を免除に要する費用を交付対象経費とする。 ③給水契約をしている水道使用者、対象用途：家事用、営業用(官公署用、臨時用は除く) ※その他の経費：重点支援地方交付金	R5.10	R5.12	17,064	-	12,612	4,452	-	水道使用者(給水契約をしている水道使用者)の経済的負担軽減を図るため、水道料金のうち水道基本料金3か月分(令和5年10月～12月分)を免除した。	家事用及び営業用の水道基本料金全額3カ月間免除	対象者の水道基本料金3か月分を免除することにより、コロナ禍における経済的負担軽減が図られた。
11	水道事業会計操出・補助事業(通常分)	上下水道課	(No10、No11同事業) ①コロナ禍の物価高騰等の影響を受けている水道使用者の経済的負担軽減を図るため、水道基本料金3か月分を免除する。 ②村水道事業会計に繰り出し、用途別の家事用、営業用の水道料金のうち水道基本料金3か月分(令和5年10月分、11月分、12月分)を免除に要する費用を交付対象経費とする。 ③給水契約をしている水道使用者、対象用途：家事用、営業用(官公署用、臨時用は除く)	R5.10	R5.12	3,936	-	3,936	-	-	水道使用者(給水契約をしている水道使用者)の経済的負担軽減を図るため、水道料金のうち水道基本料金3か月分(令和5年10月～12月分)を免除した。	家事用及び営業用の水道基本料金全額3カ月間免除	対象者の水道基本料金3か月分を免除することにより、コロナ禍における経済的負担軽減が図られた。
12	子育てサポート給付金	福祉課 (現こども未来課)	①新型コロナウイルスの影響が長期化する中、物価高騰に直面する子育て世帯に給付金を支給し、負担軽減を図る。 ②給付金、システム改修費、事務費等 ③平成20年4月2日から令和5年9月30日までに生まれた住民基本台帳に登録されている子どもを現に扶養する者。 ※その他の経費：一般財源	R5.9	R6.3	32,892	-	32,891	-	1	物価高騰に直面する子育て世帯の負担を軽減するため、子ども一人あたり給付金10千円の給付を行った。	給付対象者への給付率： 99.8%	子育て世帯へ給付金を支給することで、コロナ禍の物価高騰の家計負担を軽減し、子育て世帯を支援することができた。
13	ごみ収集運搬業務支援事業	住民生活課	①コロナ禍における原油価格高騰により、車両燃料費の負担が増加している家庭ごみ収集運搬事業者の経済的負担軽減を図るため、支援金を給付する。 ②支援金(補助金) ③村内家庭ごみ収集運搬事業者(3社)	R5.10	R6.3	300	-	300	-	-	ごみ収集運搬事業者に一事業者あたり支援金100千円を給付した。	給付対象者への給付率：100%	支援金を給付することで、コロナ禍における車両燃料費の負担が増加している家庭ごみ収集運搬事業者の負担軽減を図り、事業継続に寄与することができた。